

平成 28 年 度

山梨県健全化判断比率審査意見書  
山梨県資金不足比率審査意見書

山 梨 県 監 査 委 員

# 目 次

## ○ 平成 28 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の手続	1
第 4	審査の結果及び意見	1
1	審査の結果	1
2	審査の意見	2

## ○ 平成 28 年度山梨県資金不足比率審査意見書

第 1	審査の対象	3
第 2	審査の期間	3
第 3	審査の手続	3
第 4	審査の結果及び意見	3
1	審査の結果	3
2	審査の意見	4

## ○ 付 表

第 1	実質赤字比率	5
第 2	連結実質赤字比率	6
第 3	実質公債費比率	8
第 4	将来負担比率	9
第 5	資金不足比率	10
第 6	健全化判断比率等の対象会計	11

# 平成 28 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

写

梨 監 第 514 号

平成 29 年 9 月 15 日

山梨県知事 後 藤 齋 殿

山梨県監査委員 佐 藤 佳 臣

山梨県監査委員 小 泉 久 司

山梨県監査委員 渡 邊 英 機

山梨県監査委員 浅 川 力 三

## 平成 28 年度山梨県健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 28 年度山梨県健全化判断比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

# 平成 28 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

## 第1 審査の対象

平成 28 年度の山梨県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

## 第2 審査の期間

平成 29 年 8 月 17 日から平成 29 年 9 月 14 日まで

## 第3 審査の手続

審査に当たっては、並行して実施している一般会計・特別会計歳入歳出決算審査の状況及び財政状況並びに第三セクター等への県の財政的支援の状況（債務保証、損失補償）を考慮に入れるほか、次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 健全化判断比率の算定の基礎となる数値は、適正に算定されているか。
- (2) 健全化判断比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律、同法施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

## 第4 審査の結果及び意見

### 1 審査の結果

監査委員は、知事から提出された山梨県及び山梨県が出資している法人等の平成 28 年度山梨県健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類等を審査した結果、健全化判断比率の算定の基礎となる数値及び健全化判断比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	平成 28 年度 (%)	平成 27 年度 (%)	早期健全化基準 (%)
実質赤字比率	—	—	3.75
連結実質赤字比率	—	—	8.75
実質公債費比率	15.5	15.9	25.0
将来負担比率	202.6	202.4	400.0

注) 実質収支及び連結実質収支は、ともに黒字（資金剰余）であり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されないことから、「—」で表示される。

## 2 審査の意見

### (1) 実質赤字比率

平成 28 年度の実質収支は、119 億 2,310 万円余の黒字であることから、実質赤字比率は前年度と同様に算定されない。

### (2) 連結実質赤字比率

一般会計等の実質収支及び電気事業会計等の公営企業会計の資金収支を合算した平成 28 年度の連結実質収支は、287 億 1,948 万円余の資金剰余（黒字）であることから、連結実質赤字比率は前年度と同様に算定されない。

### (3) 実質公債費比率

平成 28 年度の実質公債費比率は 15.5%で、早期健全化基準を下回っており、前年度と比較して 0.4 ポイント改善している。

これは主として、県債等残高の計画的な削減により臨時財政対策債を除く元利償還金が減少したことなどによるものである。

実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる 18%を下回っているものの、県債等残高の増加は財政の硬直化を招く要因ともなることから、県債の発行を必要とする公共施設の整備に当たっては、後年度の負担も十分検討されて計画的に進め、実質的な公債費を縮減することにより、財政の健全化に努められたい。

### (4) 将来負担比率

平成 28 年度の将来負担比率は 202.6%で、早期健全化基準を下回っているが、前年度と比較して 0.2 ポイント上昇している。

これは主として、将来負担額が前年度と比較して 55 億 8,450 万円余減少したものの、充当可能財源等が前年度と比較して 25 億 105 万円余減少したこと、及び標準財政規模が前年度と比較して 14 億 2,288 万円余減少したことによるものである。

将来負担額に算入された出資法人の中で、国のガイドラインに基づき経営改革プランを策定した主要 5 法人に係る県負担見込額は 158 億円余（平成 28 年度末に解散した林業公社を除く。）で、前年度と比較して 67 億円余（うち林業公社分 59 億円余）減少しているが、引き続き当該出資法人の経営状況を注視し、各法人の経営改革プランに基づいた取組を実行させるとともに、同プランに沿った財政支援を行い、将来負担額の削減を図られたい。

また、選択と集中による計画的・重点的な公共施設の整備により、将来負担額の大きな割合を占める県債等残高を縮減させ、財政負担の軽減に努められたい。

# 平成 28 年度山梨県資金不足比率審査意見書

写

梨 監 第 515 号

平成 29 年 9 月 15 日

山梨県知事 後 藤 齋 殿

山梨県監査委員 佐 藤 佳 臣

山梨県監査委員 小 泉 久 司

山梨県監査委員 渡 邊 英 機

山梨県監査委員 浅 川 力 三

## 平成 28 年度山梨県資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 28 年度山梨県資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。



# 平成 28 年度山梨県資金不足比率審査意見書

## 第 1 審査の対象

平成 28 年度山梨県公営企業会計の決算に基づく、次に掲げる公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

- (1) 山梨県営電気事業会計
- (2) 山梨県営温泉事業会計
- (3) 山梨県営地域振興事業会計
- (4) 山梨県流域下水道事業特別会計

## 第 2 審査の期間

平成 29 年 8 月 17 日から平成 29 年 9 月 14 日まで

## 第 3 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる数値は、適正に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律、同法施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

## 第 4 審査の結果及び意見

### 1 審査の結果

監査委員は、知事から提出された平成 28 年度山梨県公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類等を審査した結果、資金不足比率の算定の基礎となる数値及び資金不足比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

公営企業会計名	資金不足比率		経営健全化基準 (%)
	平成 28 年度 (%)	平成 27 年度 (%)	
電気事業会計	—	—	20.0
温泉事業会計	—	—	20.0
地域振興事業会計	—	—	20.0
流域下水道事業特別会計	—	—	20.0

注) いずれの公営企業会計も資金剰余（黒字）であり、資金不足比率は算定されないことから、「—」で表示される。

## 2 審査の意見

電気事業会計、温泉事業会計及び地域振興事業会計並びに流域下水道事業特別会計において、いずれも資金の不足額が生じていないことから、資金不足比率は前年度と同様に算定されない。

引き続き、各公営企業の健全な経営に努められたい。

# 付 表

第1 実質赤字比率

第2 連結実質赤字比率

第3 実質公債費比率

第4 将来負担比率

第5 資金不足比率

第6 健全化判断比率等  
の 対 象 会 計

## 第1 実質赤字比率

### 【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

### 【計算結果】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}} = \frac{\Delta 11,923,106}{263,483,022} \times 100 = - (\Delta 4.52\%)$$

注) 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

### 一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源					実質収支額(8)	
	(1)	(2)	継続費通次繰越額(3)	繰越明許費繰越額(4)	事故繰越額(5)	事業繰越額(6)	未収入特定財源(7)	(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)+(7)	
一般会計	461,963,981	455,988,495	1,593,610	29,679,440	189,782	0	27,716,752	2,229,406	
一般会計等に属する特別会計	恩賜県有財産特別会計	10,101,615	6,897,742	0	635,520	0	0	578,186	3,146,539
	災害救助基金特別会計	433	433	0	0	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	204,614	63,554	0	0	0	141,060	0	0
	中小企業近代化資金特別会計	5,735,826	2,777,912	0	0	0	0	0	2,957,914
	農業改良資金特別会計	199,994	37,775	0	0	0	155,180	0	7,039
	市町村振興資金特別会計	5,019,088	1,504,258	0	0	0	0	0	3,514,830
	県税証紙特別会計	1,525,747	1,483,389	0	0	0	0	0	42,358
	集中管理特別会計	103,015,426	102,990,406	0	0	0	0	0	25,020
	商工業振興資金特別会計	36,927,909	36,927,909	0	0	0	0	0	0
	林業・木材産業改善資金特別会計	154,095	15,760	0	0	0	138,335	0	0
	公債管理特別会計	130,724,144	130,724,144	0	0	0	0	0	0
合計	755,572,872	739,411,777	1,593,610	30,314,960	189,782	434,575	28,294,938	11,923,106	

### 標準財政規模 (B)

(単位：千円)

区分	金額
標準税収入額等	117,970,731
普通交付税額	125,855,993
臨時財政対策債発行可能額	19,656,298
合計	263,483,022

### 【早期健全化基準等】

(単位：%)

早期健全化基準	3.75
財政再生基準	5.00

### 【実質赤字比率の推移】

(単位：千円、%)

年度	H 26	H 27	H 28
実質収支額	13,420,055	14,108,123	11,923,106
標準財政規模	260,067,325	264,905,911	263,483,022
実質赤字比率	△ 5.16	△ 5.32	△ 4.52

## 第2 連結実質赤字比率

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C)}}{\text{標準財政規模 (D)}}$$

【計算結果】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C)}}{\text{標準財政規模 (D)}} = \frac{\Delta 28,719,483}{263,483,022} \times 100 = - (\Delta 10.89\%)$$

注) 連結実質赤字比率は、資金剰余(黒字)であることから算定されない。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源				未収入 特定財源 (7)	実質収支額(8) (1)-(2)-(3)- (4)-(5)-(6)+ (7)
			継続費通 次繰越額 (3)	繰越明許 費繰越額 (4)	事故繰越 繰越額 (5)	事業 繰越額 (6)		
一般会計	461,963,981	455,988,495	1,593,610	29,679,440	189,782	0	27,716,752	2,229,406
一般会計等に係る特別会計								
恩賜県有財産特別会計	10,101,615	6,897,742	0	635,520	0	0	578,186	3,146,539
災害救助基金特別会計	433	433	0	0	0	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金特別会計	204,614	63,554	0	0	0	141,060	0	0
中小企業近代化資金特別会計	5,735,826	2,777,912	0	0	0	0	0	2,957,914
農業改良資金特別会計	199,994	37,775	0	0	0	155,180	0	7,039
市町村振興資金特別会計	5,019,088	1,504,258	0	0	0	0	0	3,514,830
県税証紙特別会計	1,525,747	1,483,389	0	0	0	0	0	42,358
集中管理特別会計	103,015,426	102,990,406	0	0	0	0	0	25,020
商工業振興資金特別会計	36,927,909	36,927,909	0	0	0	0	0	0
林業・木材産業改善資金特別会計	154,095	15,760	0	0	0	138,335	0	0
公債管理特別会計	130,724,144	130,724,144	0	0	0	0	0	0
合計	755,572,872	739,411,777	1,593,610	30,314,960	189,782	434,575	28,294,938	11,923,106

公営企業会計(法非適用) 企業に係る資金剰余额 (B)

(単位：千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源				未収入 特定財源 (7)	資金剰余额(8) (1)-(2)-(3)- (4)-(5)-(6)+ (7)
			継続費通 次繰越額 (3)	繰越明許 費繰越額 (4)	事故繰越 繰越額 (5)	事業 繰越額 (6)		
流域下水道事業特別会計	6,415,413	5,628,189	0	656,095	0	0	504,903	636,032

公営企業会計(法適用) 企業に係る資金剰余额 (C)

(単位：千円)

会計名	流動資産	流動資産加算額	算入地方債	流動負債	流動負債控除額	資金剰余额
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)+(2)-(3)-(4) +(5)
電気事業会計	16,135,526	0	0	1,538,554	1,117,646	15,714,618
温泉事業会計	438,570	2,294	0	26,518	15,651	429,997
地域振興事業会計	44,795	0	0	72,977	43,912	15,730
合計	16,618,891	2,294	0	1,638,049	1,177,209	16,160,345

## 標準財政規模 (D)

(単位：千円)

区 分	金 額
標準税収入額等	117,970,731
普通交付税額	125,855,993
臨時財政対策債発行可能額	19,656,298
合 計	263,483,022

## 【早期健全化基準等】

(単位：%)

早期健全化基準	8.75
財政再生基準	15.00

## 【連結実質赤字比率の推移】

(単位：千円、%)

年 度	H 26	H 27	H 28
実質収支額等	30,194,375	30,055,977	28,719,483
標準財政規模	260,067,325	264,905,911	263,483,022
連結実質赤字比率	△ 11.61	△ 11.34	△ 10.89

### 第3 実質公債費比率

【計算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) - (\text{特定財源(C)} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}{\text{標準財政規模(E)} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}$$

【計算結果】

$$(\text{平成26年度} + \text{平成27年度} + \text{平成28年度}) \div 3$$

$$3 \text{ か年平均} = (16.07183 + 15.25288 + 15.37006) \div 3 = 15.5\%$$

(単位：千円)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
地方債の元利償還金（繰上償還額を除く）	(A)	82,357,590	82,542,920	81,217,748
準元利償還金	(B)	5,574,623	5,718,179	7,232,931
特定財源	(C)	3,142,698	3,217,460	3,144,828
元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	(D)	51,224,670	52,671,837	52,946,221
標準財政規模	(E)	260,067,325	264,905,911	263,483,022

$$(H26) \quad \frac{(82,357,590 + 5,574,623) - (3,142,698 + 51,224,670)}{260,067,325 - 51,224,670} \times 100 = 16.07183$$

$$(H27) \quad \frac{(82,542,920 + 5,718,179) - (3,217,460 + 52,671,837)}{264,905,911 - 52,671,837} \times 100 = 15.25288$$

$$(H28) \quad \frac{(81,217,748 + 7,232,931) - (3,144,828 + 52,946,221)}{263,483,022 - 52,946,221} \times 100 = 15.37006$$

【早期健全化基準等】 (単位：%)

早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0

【実質公債費比率の推移】

(単位：%)

年 度	H 26	H 27	H 28
実質公債費比率 (3か年平均)	16.2	15.9	15.5

## 第4 将来負担比率

### 【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(A)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})(B)}{\text{標準財政規模(C)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})(D)}$$

### 【計算結果】

$$\text{将来負担比率} = \frac{(1,160,633,333 - 734,008,553)}{(263,483,022 - 52,946,221)} \times 100 = 202.6 \%$$

将来負担額 (A)

(単位：千円)

区 分	会 計 名 等	金 額
地 方 債 の 現 在 高	一 般 会 計	997,997,125
	恩賜県有財産特別会計	11,254,826
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	349,046
	中小企業近代化資金特別会計	4,315,015
	農業改良資金特別会計	122,368
	林業・木材産業改善資金特別会計	5,750
	小 計	1,014,044,130
債務負担行為に基づく支出予定額	一 般 会 計	2,630,679
公営企業債等繰入見込額	流域下水道事業特別会計	16,602,290
退職手当負担見込額	一 般 会 計	111,511,226
設立法人の負債額等負担見込額	道 路 公 社	0
	土 地 開 発 公 社	7,094,348
	第 三 セ ク タ ー 等	8,750,660
	小 計	15,845,008
連結実質赤字額		0
合 計		1,160,633,333

充当可能財源等 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債の償還額等に充当可能な基金	105,161,457
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	25,579,898
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	603,267,198
合 計	734,008,553

標準財政規模 (C)

(単位：千円)

標 準 財 政 規 模	263,483,022
-------------	-------------

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)

(単位：千円)

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	52,946,221
---------------------------	------------

### 【早期健全化基準】

(単位：%)

早 期 健 全 化 基 準	400.0
---------------	-------

### 【将来負担比率の推移】

(単位：千円、%)

年 度	H 26	H 27	H 28
将 来 負 担 額	1,181,260,908	1,166,217,839	1,160,633,333
充 当 可 能 財 源 等	735,996,914	736,509,605	734,008,553
標 準 財 政 規 模	260,067,325	264,905,911	263,483,022
基準財政需要額算入公債費	51,224,670	52,671,837	52,946,221
将 来 負 担 比 率	213.2	202.4	202.6



## 第5 資金不足比率

### 【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B)}}$$

### 【計算結果】

#### 〈電気事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 15,714,618}{3,648,002} \times 100 = - (\Delta 430.7\%)$$

#### 〈温泉事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 429,997}{134,554} \times 100 = - (\Delta 319.5\%)$$

#### 〈地域振興事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 15,730}{355,646} \times 100 = - (\Delta 4.4\%)$$

#### 〈流域下水道事業特別会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 636,032}{2,810,618} \times 100 = - (\Delta 22.6\%)$$

注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

資金の不足額（△は資金の剰余を示している）(A)

(単位：千円)

会計名	流動負債 (歳出額)	流動負債 控除額	算入地方債	流動資産 (歳入額-翌年度に 繰り越すべき財源)	流動資産 加算額	資金不足額 (△資金剰余額)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)-(2)+(3)-(4)-(5)
電気事業会計	1,538,554	1,117,646	0	16,135,526	0	△ 15,714,618
温泉事業会計	26,518	15,651	0	438,570	2,294	△ 429,997
地域振興事業会計	72,977	43,912	0	44,795	0	△ 15,730
流域下水道事業特別会計	5,628,189	0	0	6,264,221	0	△ 636,032

事業の規模 (B)

(単位：千円)

会計名	営業収益 (1)	受託工事収益 (2)	事業の規模 (1)-(2)
電気事業会計	3,648,002	0	3,648,002
温泉事業会計	134,554	0	134,554
地域振興事業会計	355,646	0	355,646
流域下水道事業特別会計	2,810,618	0	2,810,618

### 【経営健全化基準】

(単位：%)

経営健全化基準	20.0
---------	------

## 第6 地方財政健全化法の健全化判断比率等の対象会計

地方自治法の区分	地方財政状況調査の区分	会計・法人等名	実質赤字率	連結実質赤字比率	実質公債費率	将来負担率	資金不足率				
一般会計	普通会計	○一般会計	↑	↑	↑	↑					
特別会計		<b>【一般会計等に属する特別会計】</b> ○恩賜県有財産特別会計 ※地方財政状況調査では、「清里の森」は公営企業会計(法非適)に区分 ○災害救助基金特別会計 ○母子父子寡婦福祉資金特別会計 ○中小企業近代化資金特別会計 ○農業改良資金特別会計 ○市町村振興資金特別会計 ○県税証紙特別会計 ○集中管理特別会計 ○商工業振興資金特別会計 ○林業・木材産業改善資金特別会計 ○公債管理特別会計					↓	↓	↓	↓	
	公営事業会計	<b>【公営企業に係る特別会計以外の公営事業会計】</b> (本県該当なし)									
	公営企業会計	<b>【法適用企業】</b> ○電気事業会計 ○温泉事業会計 ○地域振興事業会計 <b>【法非適用企業】</b> ○流域下水道事業特別会計		↓	↓	↓	↑ 公営企業会計 ごとに算定 ↓				
一部事務組合等		(本県該当なし)			↓	↓					
地方三公社・第3セクター等		○土地開発公社 ○道路公社 ○住宅供給公社 ○環境整備事業団 ○産業支援機構 ○農業振興公社 ○信用保証協会 ○公立大学法人 山梨県立大学 ○地方独立行政法人 山梨県立病院機構				↓					

